

通級による指導担当教員等専門性充実事業

小学校、中学校、特別支援学校、高等学校の先生へ

島根県の通級による指導の充実のために

●小学校、中学校における通級による指導とは

小・中学校の通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒に対して、各教科などの指導は通常の学級で行いながら、障がいに基づく種々の困難の改善・克服に必要な特別の指導（例えば自立活動の内容）を特別の場（通級指導教室）で行うという教育形態です。

教室が設置された学校に在籍する児童生徒だけでなく、他の学校からも通級でき、また通級することが困難な場合には、通級指導教室の担当教員が、その児童生徒の在籍する学校へ出かけて指導する「巡回指導」もあります。

●通級による指導の対象

次のような障がいのある児童生徒を対象にしています。

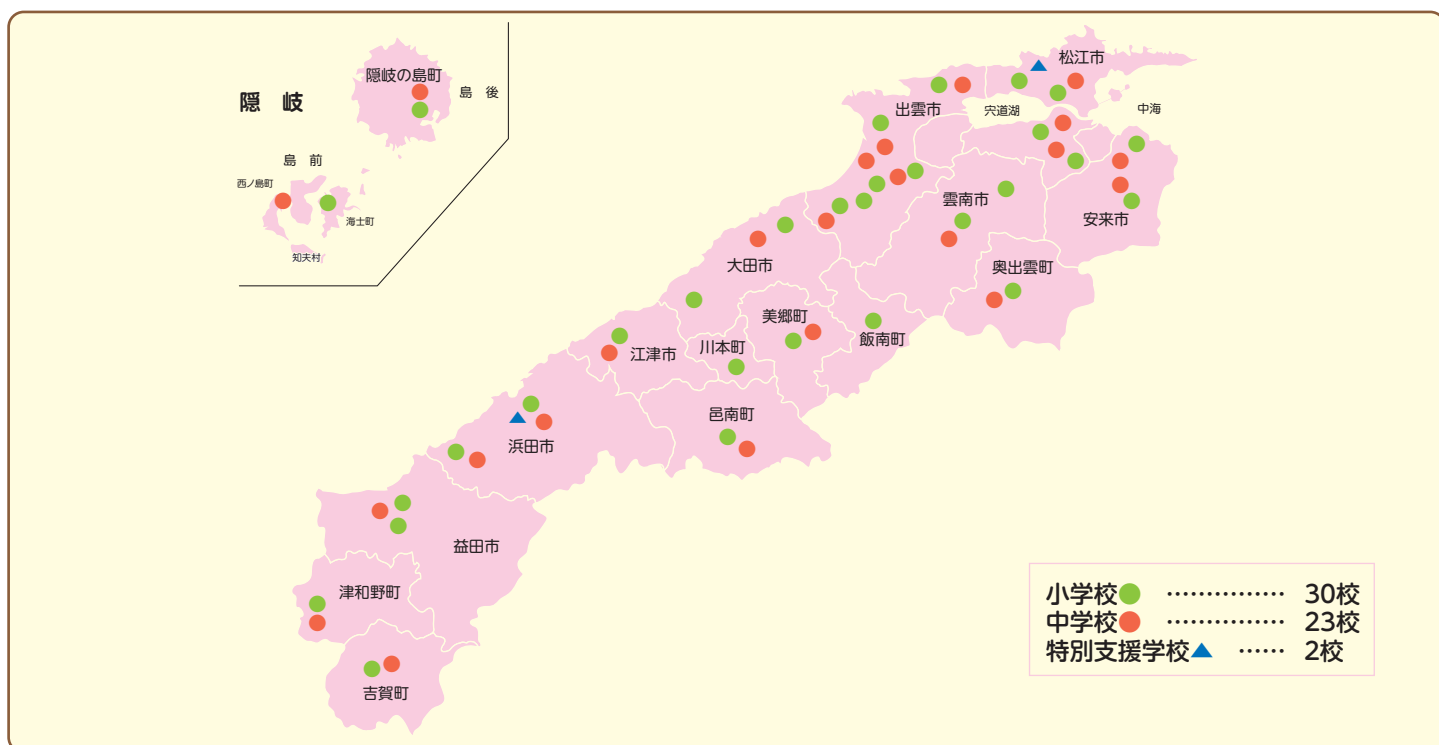
障がいの程度として、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部の特別な指導を必要とする程度の児童生徒

- ①言語障がい
- ②自閉症
- ③情緒障がい
- ④弱視
- ⑤難聴
- ⑥学習障がい
- ⑦注意欠陥多動性障がい
- ⑧肢体不自由
- ⑨病弱及び身体虚弱

●島根県の通級指導教室の設置状況（平成30年4月1日現在）

県内の18市町に通級指導教室が設置されています。

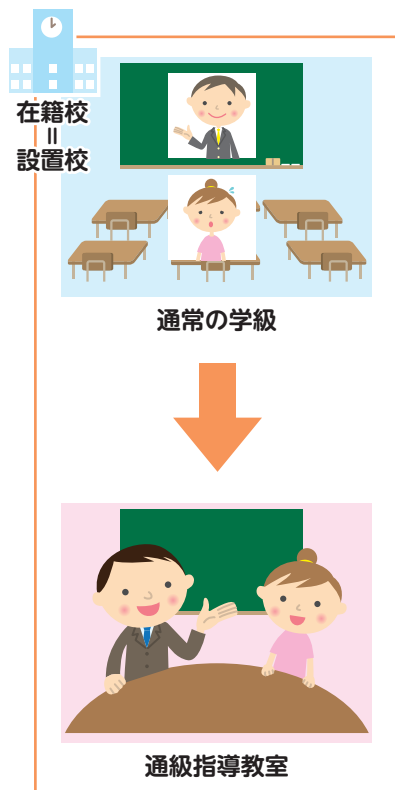
また、松江ろう学校、浜田ろう学校の特別支援学校にも通級指導教室が設置されています。



●通級による指導の教育形態

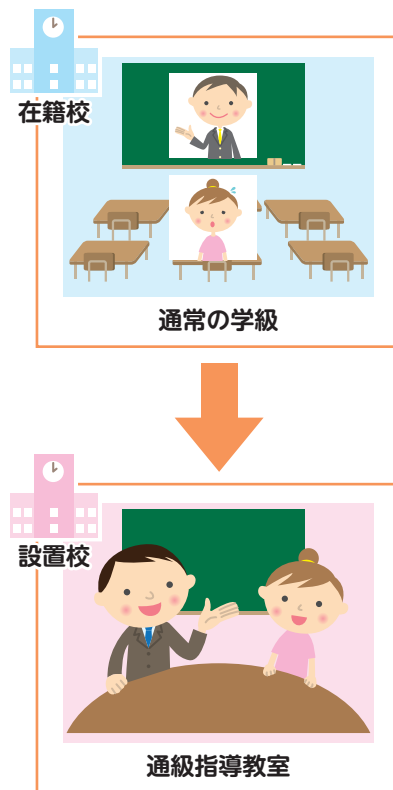
自校通級

通級指導教室が設置してある学校の児童生徒が通級による指導を受ける場合。



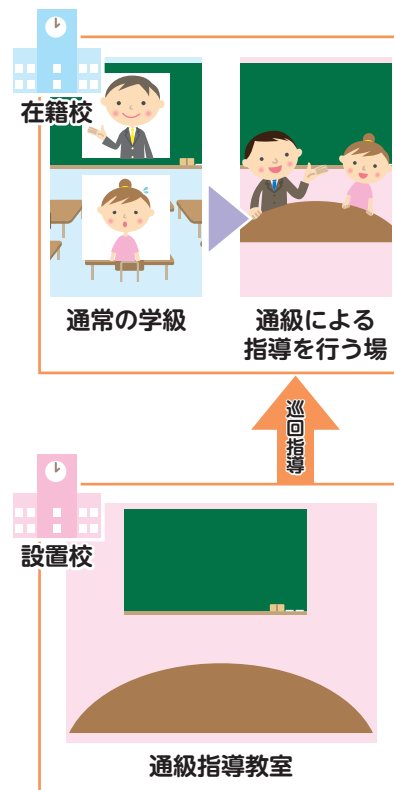
他校通級

児童生徒が在籍する学校から通級指導教室が設置してある学校に通級して指導を受ける場合。



巡回による指導

児童生徒が在籍する学校へ通級指導教室の担当教員が出向いて指導を行う場合。



原則、次のような場合には、巡回指導を受けることができます。

- 通級指導教室設置校へ通うことによって、児童生徒の他の学習が著しく削減されるか、もしくは、加重負担となる場合。
- 児童生徒一人では、通級することが困難であり、保護者の付き添いができない場合。
- 通級指導教室が設置されていない学校で、指導を必要としている児童生徒が複数いる場合。

●指導内容

- ・基本は1対1の個別指導です。
- ・障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための指導を行います。ただし、特に必要がある場合は、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服という本来の目的に照らし、障がいの状態に応じて各教科の内容を取り扱うこともできます。

●障がいの状態に応じた指導とは

- 例えば、言語障がいの場合……発音に誤りのある児童生徒に対して正しい発音の仕方を練習します
- 難聴の場合……聞こえの仕組みの学習や補聴器等を適切に装用する指導をします
- 学習障がいの場合……読み書きや会話に苦手さのある児童生徒に対して、子どもに合った読み書きの方法や表現の仕方を指導します

児童生徒の一人一人の実態把握を行い、子どもの障がいの状況が学習上又は生活上の困難にどのような影響を及ぼしているのかを把握することが大切です。

そして、子どもの願い、保護者の願い、在籍する学級担任の考えなどを踏まえ、一人一人の教育的ニーズを明らかにしていく必要があります。

●「通級による指導」に関するQ&A

Q1 「通級による指導」を受けるには、どうすればよいでしょうか。

A：まず「担任の気づき」を大切にします。その上で、担任による実態把握等を行い、校内委員会で検討をします。「担任の指導の工夫」や「校内体制による対応」等、様々な指導形態の可能性が協議された上で「通級による指導が必要ではないか」と判断された場合は、近隣の通級指導教室設置校または、市町村教育委員会に連絡してください。



「在籍校が通級による指導で何をねらうか」ということと「通級指導教室が何をねらい、何ができるか」ということを、十分に協議して、本人、保護者、在籍校、通級指導教室が合意形成を図った上で指導をスタートすることが大切です。指導が開始されてからも互いが連携して、必要に応じて児童生徒本人や関わる人の願い、指導のねらい、指導による効果等を適切に検討しながらすすめていくことが必要です。

Q2 「通級による指導」と支援員等による支援とは何が違うのですか？

A：通級による指導では特別の教育課程を編成して特別の指導（例えば自立活動の内容）を行います。支援員等による支援では、特別の教育課程を編成できません。

Q3 通級による指導における「特別の教育課程」の内容について教えてください。

A：特別の教育課程において行う特別の指導は以下のとおりです。

障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導です。

→特別支援学校における自立活動に相当する内容の指導のことです。

指導に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に規定する自立活動の目標や内容を参考に学習活動を行います。

特別支援学校学習指導要領において、以下の6区分27項目が「自立活動」の内容として示されています。

①健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事
- (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事
- (5) 健康状態の維持・改善に関する事

②心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関する事
- (2) 状況の理解と変化への対応に関する事
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事

③人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事
- (2) 他者の意図や感情の理解に関する事
- (3) 自己の理解と行動の調整に関する事
- (4) 集団への参加の基礎に関する事

④環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関する事
- (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事

⑤身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事
- (4) 身体の移動能力に関する事
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事

⑥コミュニケーション

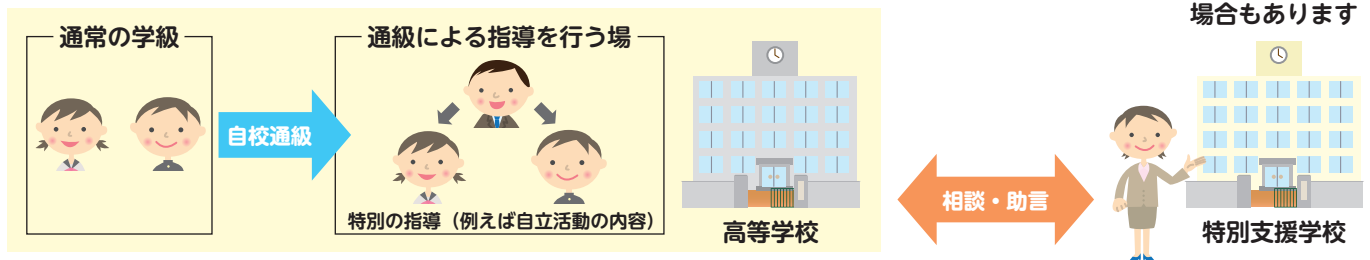
- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事
- (2) 言語の受容と表出に関する事
- (3) 言語の形成と活用に関する事
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事

島根県においては、平成30年度から県立高等学校での 「通級による指導」 を開始します

- 小・中学校等においては、「通級による指導」が平成5年より制度化されていますが、平成30年度より高等学校においても「通級による指導」が制度化されます。
- 県立漣摩高等学校と県立松江農林高等学校**の2校で実施します。

島根県の高等学校における「通級による指導」

基本的には小学校、中学校での通級による指導と同様です。



「通級による指導」の教育形態

生徒が在籍校で指導を受ける自校通級のみです。

必要に応じて近隣の特別支援学校の教員に相談や助言を受けながら、高等学校の通級指導担当教員が通級による指導を行います。

対象生徒

通級による指導の実施校に在籍し、校内委員会等で通級による指導が必要と判断された生徒が対象となります。

教育課程上の位置付け

●加える場合の例 (授業時数が増加する)

各学科に共通する 必修教科・科目 (31単位)	総合的な学習の 時間 (3単位)	選択教科・科目 (41単位)	障害に応じた 特別の指導	特別活動
-------------------------------	---------------------	----------------	-----------------	------

●替える場合の例 (授業時間が増加しない)

各学科に共通する 必修教科・科目 (31単位)	総合的な学習の 時間 (3単位)	選択教科・科目 (41単位)	障害に応じた特別の指導	特別活動
-------------------------------	---------------------	----------------	-------------	------

授業時間が増加

単位数

障害に応じた特別の指導に係る修得単位数を、年間7単位を超えない範囲で卒業認定単位に含めることができます。

指導内容

生徒の実態や障がいの状況に応じて、個別指導やグループ指導を行います。

基本的には小学校、中学校と同様に障がいに基づく学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための指導を行います。

例えば、県立漣摩高等学校や県立松江農林高等学校では、障がいの認識や自己理解、効果的なコミュニケーションスキル、社会自立に必要な知識やスキルを身につける指導内容を行っています。

問い合わせ先
島根県教育庁特別支援教育課

TEL.0852-22-6710 FAX.0852-22-6231

※小学校、中学校の通級指導教室に関しては、市町村教育委員会にお問い合わせください。